二　別表第六第九号から第十七号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第八に定める様式の表示。ただし、第十号の液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、同表に定める様式の表示のほか、当分の間、別表第九に定める様式の表示を使用することができる。

（登録の区分）

第二十一条　法第五十一条第一項の経済産業省令で定める特定液化石油ガス器具等の区分は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　携帯液化石油ガス用バーナー

別表第1（第3条関係）

番号	液化石油ガス器具等の区分
1～7	（略）
8	携帯液化石油ガス用バーナー
9～17	（略）

別表第2（第5条関係）

液化石油ガス器具等の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
カートリッジガスこんろ～ガス栓	（略）	（略）
携帯液化石油ガス用バーナー	使用する液化石油ガスを充塡した容器の接続部の形状	(1)　容器から突出した容器バルブをもつもの (2)　接続部がねじ式のもの (3)　その他のもの

二　別表第六第八号から第十六号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第八に定める様式の表示。ただし、第九号の液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、同表に定める様式の表示のほか、当分の間、別表第九に定める様式の表示を使用することができる。

（登録の区分）

第二十一条　法第五十一条第一項の経済産業省令で定める特定液化石油ガス器具等の区分は、次のとおりとする。

一～七　（略）

（新設）

別表第1（第3条関係）

番号	液化石油ガス器具等の区分
1～7	（略）
（新設）	（新設）
8～16	（略）

別表第2（第5条関係）

液化石油ガス器具等の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
カートリッジガスこんろ～ガス栓	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

メーンバーナーにおけるノズルの数	点火の方式	点火の動作	液化石油ガスを気化する構造	調整器～対震遮断器
(1)　一個のもの	(1)　電気点火式のもの	(1)　器具栓の開栓と点火が別の動作のもの	（略）	（略）
(2)　二個以上のもの	(2)　その他のもの	(2)　器具栓の開栓と点火が一つの動作で行われるが、手を離すと液化石油ガスの通路が閉ざされるもの	(1)　液化石油ガスの導管が直接炎と接するもの	(2)　液化石油ガスの取入部からノズルまでの液化石油ガスの通る部分を温める構造のもの（(1)を除く。）
		(3)　その他のもの		(3)　その他のもの

（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（略）